

体 系 区 分	規 程
制定年月日	2024 年 4 月 1 日

紛争処理委員会規程

一般社団法人電力需給調整力取引所

制定・改正履歴

[illegible]

目 次

第1条	目的	1
第2条	本委員会の権限等	1
第3条	組織，委員の委嘱等	1
第4条	委員の任期	1
第5条	委員の補充	1
第6条	委員の身分保障	1
第7条	解嘱	2
第8条	委員会	2
第9条	秘密保持	2
第10条	意見の尊重	2
第11条	議事録	2
付則		3

(目的)

第1条 本規程は、定款第33条第1項の規定に基づき、本法人に紛争処理委員会（以下、「本委員会」という）を設置し、本委員会の組織および権限その他必要な事項を定めることを目的とする。

(本委員会の権限等)

第2条 本委員会は、本法人の運営する需給調整市場における取引に関して、取引会員ならびに一般送配電事業者の間に生じた紛争のあっせんまたは仲介（以下、総称して「紛争解決手続き」という。）を行う。また、理事会からの諮問を受け、理事会に対して意見を述べることができる。

2 本委員会は、事務局長に対し、紛争解決手続きに必要な本法人の有する市場情報等の提供を求めることができる。

3 本委員会は、事務局長に対して第1項の意見に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(組織、委員の委嘱等)

第3条 本委員会は、委員5人以上10人以下をもって組織する。

2 委員は、理事、取引会員、学識経験者（弁護士を含む）のうちから理事会が委嘱する。この場合において、学識経験者（弁護士を含む）のうちから委嘱された委員が過半数を占めなければならない。

3 本委員会に議長1名を置き、事務局長がこれを務める。

4 議長は、本委員会の会務を総理する。

5 議長が事故等により本委員会に出席できないときは、議長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員の任期満了時から、新たに選任された委員が就任するまでの間は、任期満了した委員が、なおその職務を継続する。

(委員の補充)

第5条 委員に欠員が生じたときは、遅滞なく、理事会はこれを補充する。この場合、その任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(委員の身分保障)

第6条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されない。

(1) 成年被後見人もしくは被保佐人となったときまたは破産の宣告を受けたとき

(2) 禁固以上の刑に処せられたとき

(3) 本委員会により、心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められたとき、または職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき

(解嘱)

第7条 理事会は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員を解嘱しなければならない。

(委員会)

第8条 本委員会は、原則として紛争解決手続き実施の必要があるときに開催する。ただし、理事会は委員からの要求があったときには、本委員会を招集しなければならない。

2 本委員会は、弁護士の委員の1名以上の出席、かつ委員総数の過半数の出席により成立する。

3 本委員会の議事は、全会一致を原則とするが、議決が必要な場合、出席した委員の4分の3以上の賛成をもってこれを決する。

(秘密保持)

第9条 委員またはこれらの職にあった者は、その職務に関し知得した秘密を他に漏らし、または窃用してはならない。

(意見の尊重)

第10条 理事会は、意見を受けたときにはこれを尊重しなくてはならない。

(議事録)

第11条 本委員会は、議事録を作成し、審議に要した関係書類と共にこれを本法人の事務局に保存させる。

付 則

本規程は、2024年4月1日から施行する。

以 上